

平成27年3月18日

〒163-0833

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

ミサワホーム株式会社 御中

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目18番22号 三博ビル8階

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 事務局長 外山 孝司

(TEL:052-265-9258、FAX:052-265-9259)

新約款開示の申入れ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体平成27年2月10日付ご通知に対する貴社からの平成27年2月26日付回答書、確かに拝受いたしました。

さて、同回答書によれば、貴社工事請負契約約款第8条第1項および第2項を一括削除する内容での新約款を本年4月1日から運用開始することに決定したとのことです。

しかしながら、当団体としても、新約款において実際に削除されたことを確認する必要があること、また、当団体の差止請求にかかる当該条項（契約解除の違約金条項）それ自体は削除されていたとしても、消費者からの解除の場合にどのような規律となっているかを確認しなければ、当団体の申入れの趣旨に沿う内容に改訂されたと評価することは困難ですので、新約款の全ての条項を確認させていただく必要があります

つきましては、4月1日から運用開始予定の新約款を速やかに開示してくださいますようお願いいたします。

以上のとおり、申入れいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具